

○狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例施行規則（平成15年3月31日規則第10号）

○狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例施行規則

平成15年3月31日規則第10号

改正

平成19年3月30日規則第8号

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例施行規則

（目的）

第1条 この規則は、狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（平成15年条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（市民参加提案手続き）

第2条 条例第6条第2項の規定に基づき、市民参加の手続きの方法についての提案（以下「方法提案」という。）を市の実施機関に行う者（以下「提案者」という。）は、狛江市民30人以上の賛同者の署名を添付した狛江市市民参加方法提案書（様式第1号）により、申請するものとする。ただし、市の実施機関が既に市民参加の手続きを行っている場合は、計画の遂行に支障が生じない範囲での提案に努めるものとする。

2 市の実施機関は、前項の申請が次の各号の条件を満たすと判断した場合は、当該申請を受理するものとする。

（1）提案者及び賛同者が狛江市在住、在勤又は在学であること。

（2）提案者及び賛同者が申請提出日において18歳以上であること。ただし、18歳未満の者を対象とする行政活動に対する方法提案の場合は、当該行政活動の対象者を18歳以上とみなす。

3 市の実施機関は、方法提案を受理してから4週間以内に狛江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

4 市の実施機関は、審議会からの答申を受け、方法提案を採用か否かについて判断を行い、その結果を速やかに狛江市市民参加方法提案結果通知書（様式第2号）により、提案者に通知するものとする。

5 市の実施機関は、提案者に通知した後、審議結果を狛江市公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表するとともに、方法提案を採用する場合は、結果通知後4週間以内に市民参加の手続きを行うものとする。

（公聴会）

第3条 条例第16条の規定に基づき、公述人として意見を述べることを希望する者は、意見の要旨及び理由（以下「書面」という。）を当該公聴会を実施する市の実施機関へ提出しなければならない。

（公述人）

第4条 市の実施機関は、前条に規定する書面を提出した者を公述人とする。ただし、書面に記載された意見の内容が、当該公聴会の事案に関係がないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、同じ趣旨の意見が多数提出されたときは、それらの意見を提出した者の中から市の実施機関が公述人を決定するものとする。

3 市の実施機関は、前2項の規定により公述人を決定したときは、速やかにその旨を本人に通知するものとする。

（参考人の招致）

第5条 市の実施機関は、必要に応じ、公聴会に学識経験者、市職員等を参考人として招致することができる。

（意見陳述）

第6条 公聴会において議長は、市の原案に異議がある公述人から順に、その意見及び理由を陳述させるものとする。

2 公述人及び参考人は、その発言にあたっては議長の許可を受けなければならない。この場合において、議長は、発言時間に制限を設けることができる。

3 議長は、傍聴人の発言を許可することができる。

4 議長及び参考人は、公述人及び発言を許可された傍聴人に質問をすることができる。

5 公述人及び発言を許可された傍聴人は、他の者に質問をすることができない。

6 公述人及び参考人並びに発言を許可された傍聴人は、事案の範囲を超えて発言することはできない。

7 公述人は、議長の許可を得て、陳述に代えて文書を提出し、又は代理人に陳述させることができる。

(公聴会の秩序)

第7条 議長は、事案の範囲を超えて発言する者、若しくは公聴会の秩序を乱す者に対して発言の中止又は退場を命ずることができる。

(財政的援助)

第8条 条例第24条に規定する財政的支援は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助金
- (2) 利子補給金
- (3) 交付金
- (4) 報償金
- (5) 市税の減免
- (6) その他市長が必要と認めたもの

2 前項に規定する財政的支援は、狛江市補助金等交付規則（昭和43年規則第8号）の規定に準じて行うものとする。

(市民協働事業提案手続き)

第9条 条例第27条第2項の規定に基づき、市民協働事業についての提案（以下「事業提案」という。）を市の実施機関に行う団体（以下「提案団体」という。）は、条例第28条に基づき登録されている団体とする。ただし、複数の登録団体が共同して提案を行うこともできるものとする。

2 事業提案の対象は、提案団体が市の実施機関と行う協働事業であって、次の条件を満たすものとする。

- (1) 狛江市内で行われる事業であること。
- (2) 提案した翌年度に実施可能な事業であること。
- (3) 地域社会の発展又は地域の課題や社会課題の解決が期待できる事業であること。
- (4) 協働で実施することにより、より大きな効果が期待できる事業であること。
- (5) 協働で実施することが制度的に可能であり、その役割分担が明確かつ適切な事業であること。
- (6) 単年度で完了する事業であること。ただし、年度ごとの申請と選考により連続して提案することができる。

3 事業提案の募集方法は、別に定める。ただし、各年度において提案団体1団体につき1事業までの応募とする。また、共同して提案を行った各構成団体は、同年度において別の提案はできないこととする。

(結果の通知等)

第10条 市の実施機関は、審議会からの答申を受けたときは、事業提案の実施が望ましいか否かについての判断を行い、その結果を速やかに狛江市市民協働事業提案結果通知書（様式第3号）により提案団体に通知するとともに、ホームページで公表する。なお、事業提案に係る事業を所管する審議会等が存在する場合は、答申を受けた後に市の実施機関は、当該審議会等に対し、事業提案についての意見を聴くことができる。

(協議及び調整等)

第11条 市の実施機関が、実施が望ましいと判断した事業提案については、提案団体と市の担当部署で協議及び調整を行い、事業化に向けて努めるものとする。なお、市民協働担当課は、必要に応じて、協議及び調整に参加することができるものとする。

2 前項の協議及び調整は、前条の通知から3月以内を目途として行うこととする。ただし、提案団体と市の担当部署で合意がある場合はこの限りでない。

3 協議及び調整が整い、かつ、予算化が図られた場合は、事業の実施前に提案団体と市の担当部署は事業を実施する上で相互に遵守しなければならない事項を規定した市民協働事業に関する協定書を締結しなければならない。

(事業報告書)

第12条 市民協働事業が実施された場合、市の担当部署は事業の終了後8週間以内に事業報告書を作

成し、閲覧に供するとともにホームページで公表するものとする。

(団体登録)

- 第13条 条例第28条第2項に規定する申請書は、市民公益活動団体登録申請書(第4号様式)による。
- 2 同条第3項に規定する団体の要件は、次の各号に定める要件を基準とし、市長が登録を認めるときは、市民公益活動団体登録書(第5号様式)により通知し、認められないときは市民公益活動団体登録について(不認可)(第6号様式)により通知するものとする。
- (1) 過去の活動実績等から活動分野における活動能力及び社会的信用があり、認定後も安定した活動を継続的に行うことができると認められる団体
- (2) 市と協働して公益に資する活動を行う団体であること。
- 3 同条第4項の規定により、既に提出した市民公益活動団体登録申請書の内容について、変更が生じたとき、又は団体が解散したときは、速やかに市民公益活動団体変更届(第7号様式)を提出するものとする。
- 4 同条第5項の規定により、登録の取消しをしたときは、ただちに市民公益活動団体登録抹消通知書(第8号様式)により通知するものとする。

(書類の閲覧)

第14条 条例第29条に規定する書類等の公開は、市長が定める場所において行うものとする。

(分科会)

第15条 条例第30条第2項第4号の事項を検討するため、審議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、7人以内をもって構成する。
- 3 分科会の運営は、審議会に準じて行うものとする。

(事務処理)

第16条 この規則に基づき、行われる各種の事務手続き及び書類の保管は、それぞれの実施機関が行うものとする。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日規則第8号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第1号様式～第5号様式(省略)